

大隅地域訪問看護ステーション 重要事項説明書・契約書

2025年1月1日(21)

1. 事業主体概要

事業者	医療法人 愛誠会
代表者名	理事長 朝戸 幹雄
所在地	鹿児島県曾於市大隅町下窪町1番地

2. ご利用事業所の概要

名称	大隅地域訪問看護ステーション
管理者	吉田由実子
開設年月日	平成6年5月31日
医療機関コード	1790016
所在地	〒899-8106 曾於市大隅町下窪町1番地 (電話) 099-482-4270 (FAX) 099-482-6439
通常の実施地域	曾於市・大崎町・志布志市・鹿屋市・霧島市
目的及び運営方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとします。 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、訪問看護サービスの提供を行います。 基本理念 「私達は、利用者様に安心して頂き自らも受けたい、家族にも受けさせたい医療を追求します。」

3. 職員体制

	職種	員数
管理者(兼訪問看護師)	保健師又は看護師	常勤 1名
訪問看護師等	保健師又は看護師、准看護師	常勤 1.5名以上
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数

4. 営業日及び営業時間

営業日…… 月曜日から土曜日(年末年始〔12/30～1/3〕を除く)
営業時間……通常時間を8:30～17:00とします。 * 24時間緊急相談・緊急訪問を行います。 定期的な訪問以外で、病状の変化に伴う相談を始め必要な時は、訪問いたします。 どんなことでも、お気軽にご相談ください。

5. サービス及び利用料等

訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを頂きます。
※詳しくは別紙「利用料金表」にてご説明いたします。

6. 苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	大隅地域訪問看護ステーション (訪問看護事業所) …… 管理者：吉田由実子 TEL 099-482-4270 FAX 099-482-6439
外部苦情申し立て機関	鹿児島県国民健康保険団体連合会 鹿児島市鴨池新町7番4号 TEL.099-213-5122 ・受付時間9:00~17:00(但し土日祝祭日、年末年始は休み。) 鹿児島社会保険事務局 鹿児島市郡元1-8-6 TEL.099-812-0151 ・受付時間8:30~17:00(但し土日祝祭日、年末年始は休み。)

7. 秘密保持等について

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守します。又、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

ステーションは介護サービス提供のため、利用者の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合は予め文書により了解を得るものとします。

8. 個人情報の保護

ご利用者様の個人情報を含むサービス計画書、各種記録や写真撮影等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めます。また、個人情報の取扱に関するご利用者様からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応いたします。

9. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止の為に、次の措置を講じます。

- ① 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置する。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待防止のための従業者に対する研修を実施する。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

10. 緊急時の対応方法

訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡をし、適切な措置を講じます。

利用者の主治医	医 師 名	
	医 療 機 関 の 名 称	
	所 在 地 TEL	

11. 業務継続に向けた感染症や災害への取組みについて

- ①感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービス等を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を作成し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
- ②業務継続計画及び感染症の予防及びまん延防止について、指針の整備を行うと共に従業員への周知、研修・訓練を定期的（年に1回以上）に実施し、新規採用時に実施します。

12. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合、事故の状況及び事故対応等を記録し、市町村、利用者家族等に連絡を行い必要な措置を講じます。

また賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償を行い、原因解明と再発防止の対策を講じます。（損害賠償責任保険加入済）

13. 訪問中止に関する事項

以下の場合、訪問看護を中止させて頂く場合があります

- ①各種警報が発令された時。
- ②感染等により訪問看護員が訪問看護困難と判断した時。
- ③訪問看護員に対するハラスメント等の行為が確認され訪問看護困難と判断した時。

14. 第三者評価実施状況

第三者評価実施状況はなし

年 月 日

当事業所は、本重要事項説明書及び関係資料等に基づいて利用者および利用者家族へ説明しました。

鹿児島県曾於市大隅町下窪町1番地

大隅地域訪問看護ステーション

管理者 吉田 由実子

印

説明者.....印

サービス提供開始予定

年 月 日

同意書

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始並びに訪問看護サービスの提供にあたって、サービス担当者会議等で個人情報（利用者・家族・身元引受人・連帯保証人等）を用いることについて同意します。

ご利用者 氏名

住所

代筆者 (続柄)

代筆理由

身元引受人 氏名 (続柄)

住所

連帯保証人 氏名 (続柄)

住所

極度額；サービス開始日から2026年3月31日までを限度として 円と設定します。

説明を受けた方 本人 家族(続柄； /氏名；) その他()

